

令和5年度第1回
朝霞市障害者プラン推進委員会議事録
令和5年6月2日

障害福祉課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会	
開 催 日 時	令和5年6月2日（金） 午前10時00分から 午前11時40分まで	
開 催 場 所	オンライン（Zoom） 朝霞市役所 別館 502会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
その他の必要事項	傍聴者 2人	

令和5年度第1回

朝霞市障害者プラン推進委員会

令和5年6月2日（金）
午前10時00分から
午前11時40分まで
オンライン（Zoom）
市役所 別館 502会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 今年度のスケジュールについて
- (3) 第6次障害者プラン、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定について
 - ①アンケート及びヒアリング実施報告（速報）
 - ②国・県の関連計画
 - ③基本理念
- (4) 障害者自立支援協議会について
- (5) その他

3 閉 会

出席委員（13人）

委 員 長	立教大学	飯 村 史 恵
副 委 員 長	あさか向陽園	篠 本 晃 広
委 員	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高 垣 和 美
委 員	地域で共に生きるナノ・朝霞	須 貝 孝
委 員	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	本 橋 操
委 員	特定非営利活動法人 彩の会	栗 山 享 起
委 員	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住 田 貴 子
委 員	特定非営利活動法人 ぷりずむ	木 船 晴 子

委	員	埼玉県朝霞保健所	齊 藤 富美代
委	員	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	柴 田 一 彦
委	員	すわ緑風園	吉 田 宏 子
委	員	市民（公募）	近 岡 賢 二
委	員	市民（公募）	矢 澤 恵里子

欠席委員（4人）

委	員	朝霞市視力障害者友の会	坂 本 凛
委	員	朝霞市聴覚障害者協会	戸 田 康 之
委	員	歩の会	鈴 木 洋 子
委	員	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	寺 嶋 深 雪

事務局（8人）

事	務	局	福祉部長	佐 藤 元 樹
事	務	局	福祉部次長兼障害福祉課長	濱 浩 一
事	務	局	障害福祉課主幹兼課長補佐	佐 甲 文 子
事	務	局	障害福祉課課長補佐	伊 藤 利 晶
事	務	局	障害福祉課障害福祉係長	渡 邊 純 一
事	務	局	障害福祉課障害給付係長	比留間 和 慎
事	務	局	障害福祉課障害給付係主査	佐々木 康 之
事	務	局	障害福祉課障害給付係主事	小 川 菜々美

会議資料

- ・ 令和5年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会次第
- ・ 朝霞市障害者プラン推進委員会名簿（附属機関の委員名簿）
- ・ 朝霞市障害者プラン推進委員会条例
- ・ 朝霞市障害者プラン推進委員会傍聴要領
- ・ 資料1-1 障害者プラン推進委員会 令和5年度スケジュール（案）
- ・ 資料1-2 プラン・計画 進行管理／評価の流れ（令和5年度版）
- ・ 資料2 アンケート及びヒアリング調査実施報告（速報版）
- ・ 資料3-1 国・県・市の計画期間及び関係法令施行状況
- ・ 資料3-2 国の動向について
- ・ 資料4 第6次朝霞市障害者プランの基本理念（案）
- ・ 資料5 令和4年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和5年度計画

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・伊藤課長補佐

定刻となりましたので、令和5年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、障害福祉課の伊藤と申します。

本委員会は、原則会議公開の立場をとっております。先ほど、開会前に傍聴希望者の確認をさせていただいておりますが、会議の途中でも傍聴人がいらっしゃった際には、朝霞市障害者プラン推進委員会傍聴要領の規定に従い、随時、入室を許可いたします。

本日は、オンライン会議と会場出席合わせて、17人中13人の出席をいただいております、会議成立定足数の過半数を満たしていることを御報告申し上げます。

録音をさせていただきますので、発言の際には、挙手の上、マイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。

新たに、今回委員をお引き受けいただいた方が6人いらっしゃいます。委員の皆様からお一人ずつ自己紹介いただきたいところですが、御所属とお名前のみ、お願いしたいと思います。

○高垣委員

NPO法人朝霞市心身障害児・者を守る会の高垣和美です。

○須貝委員

高次脳機能障害の家族会をやっております、地域で共に生きるナノ・朝霞の須貝と申します。

○本橋委員

朝霞市つばさ会の本橋と申します。

○栗山委員

特定非営利活動法人の彩の会の栗山と申します。

○住田委員

なかよしねっこの住田と申します。

○木船委員

NPO法人ぶりずむの木船と申します。

○篠本委員

埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園の篠本と申します。

○斉藤委員

埼玉県朝霞保健所の斉藤と申します。

○柴田委員

朝霞市社会福祉協議会はあとぴあ福祉作業の柴田です。

○吉田委員

朝霞地区一部事務組合、障害者支援施設すわ緑風園園長補佐の吉田と申します。

○飯村委員

立教大学の飯村と申します。

○近岡委員

市民委員の近岡です。

○矢澤委員

市民委員の矢澤です。障害のある、自閉症と知的障害のある小学4年生の息子がいます。

○事務局・伊藤課長補佐

事務局の職員を紹介いたします。～事務局職員の自己紹介～

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。～資料確認～

◎2 議題（1）委員長及び副委員長の選任について

○事務局・伊藤課長補佐

昨年度末で委員長と副委員長が共に御退任されたことから、新しく決める必要がございます。決まるまでの間は、福祉部次長の濱が仮議長を務めさせていただきます。これより、議事進行を仮議長にお願いします。

○事務局・濱次長兼障害福祉課長

それでは、議事に入りたいと思います。議題の「（1）委員長及び副委員長の選任について」でございます。委員長及び副委員長は朝霞市障害者プラン推進委員会条例第5条により、委員の互選によってこれを定めることとなっております。委員の皆様から、どなたか自薦又は他薦はございませんでしょうか。

○篠本委員

これまで長い間、当委員会の委員長として務めていただいた是枝委員の後任として、飯村委員が委嘱されております。また、大学の先生として学識経験も豊富でいらっしゃいますので、飯村委員が適任であると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局・濱次長兼課長

ただいま、委員長に飯村委員との声が上がりましたが、ほかに自薦又は他薦がないようであれば、飯村委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、皆さん御賛成ということであれば、手を振って意思表示をしてください。

それでは、朝霞市障害者プラン推進委員会条例第7条におきまして、委員長が議長となるとの規定がございますので、今後の議事進行は、飯村委員長にお願いしたいと思います。

○飯村委員長

それでは、ただいま委員長に御推薦いただきました飯村でございます。

大変せん越でございますけれども、皆様と共にこの委員会の方を進めてまいりたいと思っております。引き続き、副委員長の選出ということになっております。どなたか自薦あるいは他薦ということで、副委員長の御選出について御意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

○高垣委員

朝霞市中心身障害児・者を守る会の高垣と申します。当初から委員会に参加していただいております。経験豊富な埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園の篠本委員が適任であると思っております。

○飯村委員長

ただいま、副委員長に篠本委員というお声を頂戴いたしました。ほかに自薦あるいは他薦がないということであれば、篠本委員に副委員長をお願いしたいと思いますが、ほかの委員の方々もよろしいでしょうか。皆様、同意の拍手もいただいておりますので、それでは、篠本委員、よろしくお願い申し上げます。

○篠本副委員長

改めまして、あさか向陽園の篠本と申します。よろしくお願いいたします。

せん越ですが、委員長を支えながらこの会がスムーズに進むように努めていきたいと思っております。

○事務局・伊藤課長補佐

それでは、引き続き、議事の進行を飯村委員長にお願いしたいと思います。

◎2 議題（2）今年度のスケジュールについて

○飯村委員長

（2）について、事務局の方から御説明の方をお願いいたします。

○事務局・佐々木主査

今年度のスケジュールについて説明させていただきます。資料1-1を御覧ください。

今年度の障害者プラン推進委員会の予定及び現行計画の進行管理などの流れになります。

現在、朝霞市において推進中の障害福祉関連の計画は、第5次朝霞市障害者プラン、第6期朝霞市障害福祉計画、第2期朝霞市障害児福祉計画の3計画となっておりますが、いずれも令和5年度末までの計画期間となっているため、今年度中に、次期計画のそれぞれ第6次、第7期、第3期の

3計画の策定をしたいと考えております。

今後の予定としましては、次回、第2回はアンケート等の集計結果を踏まえた骨子案の検討のほか、現行の計画の進行管理、評価などを議題にしたいと考えております。

第3回は、第2回での結果を踏まえた素案の検討のほか、現行計画の令和4年度進行状況について、委員会意見等の取りまとめを議題にしたいと考えております。

また、素案を基に11月の1か月間でパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からの意見を頂戴するとともに、障害者自立支援協議会の委員からの御意見を頂戴したいと考えております。

第4回は、パブリックコメントの結果等を踏まえた最終的な計画案について議題にしたいと考えております。

続いて、資料1-2を御覧ください。現行のプラン計画の進行管理評価の流れになります。

現在、令和4年度の関係各課の関連事業の実績に基づく進行管理シートを作成、取りまとめを行っております。第2回委員会で報告し、委員の皆様からの御意見、質問などを頂戴して、第3回委員会で委員会の意見をまとめ、各課にフィードバックを考えております。

○飯村委員長

パブリックコメントについては、現段階でどのような方法で行うか御計画をお持ちでしょうか。

○事務局・佐々木主査

現段階としましては、ホームページなどに公開させていただくとともに、各公共施設の市民の皆様が目につくところに配置して、御意見を頂戴できる環境を整えたいと考えております。

○飯村委員長

パブリックコメントですが、一般的にホームページなどにただ掲載をしても、市民の方の御意見を頂戴するということが難しい場合もございます。どのようにしたら当事者の方たちの声が集約できるか、あるいは、今まで障害を持つ方たちのプランに関係ないと思ってしまう方にも、こういう機会に是非御意見をいただけるような工夫を、委員の皆様と共に考えてはどうかと思いま
す。まだ先のことになりますが、事務局の方も少しお知恵をいただけたらと思います。

◎2 議題（3）第6次障害者プラン、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定について

①アンケート及びヒアリング実施報告（速報）

○飯村委員長

①アンケート及びヒアリング実施報告（速報）について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局・佐々木主査

本資料は、今年の2月から3月にかけて実施したアンケート及びヒアリング調査の実施報告とな

ります。現在、集計作業中であるため、速報版として概要と障害福祉サービスの利用意向、朝霞市の今後の方向性を問う設問を抜粋して集計したものになります。

アンケート対象としては、障害者、障害児、事業所、団体などに対し、約6,000件を送付、全体で約45%の回答をいただきました。また、障害福祉課職員によるヒアリングを実施し、医療的ケアや重症心身障害などの方、31人からお話を伺うことができました。

2ページを御覧ください。障害者に対するアンケートでは、居宅介護、生活介護などの需要が多くあり、また、地域生活支援事業では、相談支援事業の需要が多くありました。

5ページを御覧ください。朝霞市のまちづくりについての設問では、道路、建物、駅などのバリアフリー化の需要が突出しております。

8ページを御覧ください。障害児及び保護者に対するアンケートでは、障害福祉サービスにおいては、放課後等デイサービスに対する需要が、地域生活支援事業においては、相談支援事業に対する需要が特に多くありました。

11ページを御覧ください。朝霞市のまちづくりについては、教育の充実や働く場の確保など、子供の将来に関する需要が強く見られました。

なお、アンケートの中で「⑧障害児相談支援」と「⑭計画相談支援」を分けていたのですが、実態に即さない結果となってしまいましたので、集計上は統合し資料訂正をさせていただきました。

14ページを御覧ください。事業所等の区分では、利用者からの需要としては、放課後等デイサービスや児童発達支援を望む声が多いとの結果になっておりますが、調査対象としての児童通所施設の割合が多いことから、それも踏まえてこれから分析していく必要があると考えております。

15ページを御覧ください。朝霞市がどのようなことに力を入れていく必要があるかという問いに対しては、相談窓口や情報提供の充実への需要が多く見られました。

16ページを御覧ください。障害者団体に対する調査では、会員からの意見として、短期入所や共同生活援助の需要が多く見られました。

17ページを御覧ください。朝霞市がどのようなことに力を入れていく必要があるかという問いに対しては、グループホームなど地域で生活するための住まいの充実や、災害時等の非常時の情報提供、避難体制の整備が必要との意見が多くありました。

今回の資料にはございませんが、ヒアリングにおいては、医療的ケアが必要な方8人、重症心身障害のある方9人、高次脳機能障害の方3人、強度行動障害の方10人、遷延性意識障害の方1人の計31人を対象として、本人や家族にお話をお聴きしました。

特に困りごととしては、施設が見つからない、預け先がない、理解を得られない、親亡き後をどうするのかといった御意見がありました。

朝霞市の課題としては、入所施設や重度でも入れるようなグループホームなどの施設が足りない、道路などのバリアフリーを望む意見をいただきました。

全体としては、相談先を求める声が強くなるという印象があり、相談支援体制の充実が強くと求められていますので、今後計画にどう反映させていくか、検討していきたいと考えております。

○飯村委員長

大変貴重な調査ですね。皆様いかがでしょうか。

○近岡委員

今回は、最終的に計画書冊子にされるかどうかの確認をしたい。

一般市民に対するアプローチはどういうものがあるのか、それから、実質障害を持たれている方、関わりある事業所の方々の活性化をどのように促していくのか。そういう実際の働き掛けを、どのように考えてこのプランを進めるのか。

○事務局・佐々木主査

今回は、計画書データを作成して、皆様が見られるような状態にして、必要に応じて印刷するというような形を考えております。

今後、一般の方々への働き掛けですが、今の段階としては、パブリックコメントの実施の中で考えておまして、パブリックコメント以外にこういった形で皆様に意見を頂戴する場ができるのかというのは、今後検討課題としていかなければいけないと思います。

○飯村委員長

近岡委員の特に2点目の御質問は、意見の収集もそうかと思うのですが、もう少し日常的な関わり合いのこととかも含めてのような印象も持ちましたけれども。

○近岡委員

冊子を残しておくというのは、これは大事な要素でもあると私は考えています。

また、パブリックコメントで市民参加、地域参加があるというようなことは、ちょっと規模として小さいため、今後の検討課題にしていきたい。

○飯村委員長

事務局の方から、今回、冊子の印刷をしないということの理由をご説明ください。

○事務局・濱次長兼障害福祉課長

1点目の冊子につきましては、デジタル化という点や他市の事例を参考にさせていただいて、基本的には、製本まではいたしません。ただ、委員の皆様ですとか図書館、公共施設に、成果物の方は配付させていただきますので、その段階におきましては、市の方で印刷して配布いたします。

あと2点目の、日常の皆様の交流等につきましては、やはり我々としても今後の課題だと考えて

おりますが、なかなか難しいところだと痛感しております。

我々としても引き続き市民の皆様、事業者の皆様に対しても、やはり普段からの啓発活動ですとか、そういったこともより重点を置いて活動していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○飯村委員長

2点目は、非常に大事な点なので、継続的な課題として是非御意見もいただきたい。

○住田委員

アンケートの対象のことでお聴きしたいのですが、2点あります。

保健センターなどでつながっている専門員の方などの意見は吸い上げられたのでしょうか。

②の「障害児及び保護者」というところの対象を、児童発達支援などの事業所に通われている方と、その他どのような方を対象としたか確認をさせていただけたらと思います。

○事務局・佐々木主査

昨年度の第4回障害者プラン推進委員会の方で、住田委員から専門職の方にもアンケートなどを実施して意見を吸い上げたらどうかというお話がありました。今後、昨年開催された健康づくり課で行っている児童発達障害者支援体制整備連絡会議などの専門職の方がいらっしゃる会議で頂いた意見などを確認したり、ほかの課の関連しているところで専門職の方から意見を頂戴する場というのは数々あるかと思っておりますので、そういうところの意見を確認させていただいて、次期計画につなげていけたらと思っております。

続いて、障害児等へのアンケートに対しての対象がどうなのかというお話ですが、対象になる方は、身体、療育、精神の手帳をお持ちの方、児童発達支援の支給決定をされている方、児童通所施設に通われている方。併せて、難病をお持ちの方、小児慢性疾患などをお持ちの方に対してアンケートを約800件配布いたしました。

○住田委員

事業所だとそれぞれの事業所の立場もあったり、子供のことというところで、公平性とか第三者的な立場できちんと専門の方がお話ししていただける機会というのは、とても重要で、そういった現場の専門員の方の声は是非拾っていただきたい。

あと、障害児のところの対象が、今のお話だと福祉サービスを利用されている方が多いけど、相談の利用のところは半数以下ということは、セルフプランでやられている方も増えているということなのではないでしょうか。

○事務局・渡邊係長

今のセルフプランの話ですが、障害児、者もそうなのですが、大体計画相談事業所の相談員に付

いてして、割合的には9割以上という形に全体的にはなっております。

ただ、このアンケートの内容ですと、あくまでも、先ほど言った手帳を持っている方だったり難病を持っている方、その全てが必ずサービスを使っているかどうかは、また別の結果と考えております。あくまで今回のアンケート結果として、計画を使っている方はこの割合になっているのですが、全体的にはセルフプランも、確かに各事業所の相談員の空き状況というか対応、タイミングによっては、計画がすぐ使えないというときにはセルフプランを一時的に使ってサービスを利用するというのが実態としてはあります。多少セルフプランが増えているというのも間違いではないと考えます。

○飯村委員長

1点目については、何らかの形で専門職の方たちの意見は、いろいろ随所で吸い上げられているという御説明も前段でございましたので、それを計画の方にどういうふうに反映していくのかということ、次回以降、少し事務局の方でも御検討いただけたらと思います。

2点目については、一般的に、国の全国的な生活のしづらさ調査などを見ても、実は、手帳を所持されている方の中で、サービスをどのくらい使いたいですかという質問には、多くの方たちが不詳であったり使いたくないと答えられたりというようなアンケート結果もあります。なぜこのような状況になっているのかということ、少し分析した上で、適宜もう少し結果を深められたらというふうにも思います。

○高垣委員

こちらの3番と4番についてですが、まず、出したところは事務局で把握されていると思うのですが、回収した事業所数93に対しては、どこから返答されたかが分かるのか。それと、数が59.2%で、今後増える可能性があるのかどうか。また、再度お願いする形は取れないのかどうか、それを障害者団体も含めて御回答お願いしたいと思います。

○事務局・佐々木主査

アンケートの回収結果につきまして、事業所、団体から回収しているものについてですが、現在まだ、どこから回収したのか集計をしている途中でございます。

157事業所に対して送っているところですが、事業種別ごとにお送りしているものなので、複数の事業を持っている場合は複数回答というところもあります。これから分析する必要があると思っております。

アンケートにつきましては、期間は示させていただいて回収させていただいておりますので、今後、これから回答を促したりというのは、現時点で考えておりません。

○飯村委員長

今後、またアンケートや調査を行う機会があるかと思しますので、是非委員の皆様の御協力も得ながら、やはり、多くの回収結果を得るということはとても大切になりますので、その辺の追加、あるいは回収の回答率を上げるような工夫も随時していけたらというふうに思います。

◎ 2 議題（3）第6次障害者プラン、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定について

②国・県の関連計画の概要

○飯村委員長

②国・県の関連計画の概要についての御説明をお願いいたします。

○事務局・佐々木主査

資料3-1を御覧ください。国・県・市の計画期間及び関係法令施行状況を整理したものです。

障害者プラン、障害福祉計画、障害福祉計画については、国・県の計画や指針、関係法令を踏まえて策定する必要があります。なお、現行計画の策定時から障害者総合支援法の改正や、新たに障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行や、その他関連法の改正がありました。

資料3-2を御覧ください。

国では、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の基本となる障害者基本計画の第5次計画を策定するとともに、都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画及び市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。また、障害者総合支援法及び児童福祉法等の趣旨を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定める基本指針の改正を行っています。朝霞市の障害者プランは、市町村障害者計画に位置付けられています。

国の第5次障害者基本計画の概要については、資料を御確認ください。

2ページを御覧ください。（2）各分野における障害者施策の基本的な方向の中で、新たに追加された部分として、主なものを抜粋して説明いたします。

まず「①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の分野において、家族に対する相談支援や、利用者の意思に反した異性介助の防止についての取組の推進が追加されております。

「③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」の分野においては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情

報アクセシビリティの向上を一層推進すると記載されました。

「⑦自立した生活の支援、意思決定支援の推進」の分野においては、ヤングケアラーをはじめとした障害者の家族支援について、子供等の負担軽減を図る観点も含め、必要なサービスの提供体制確保に取り組むと追記されました。また、子供の意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進すると記載されております。

「⑧教育の振興」分野においては、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を促すと記載されました。また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律や計画等を踏まえ、障害者の読書環境の整備を促進することが記載されました。

○事務局・比留間係長

引き続き資料3-2を用いて説明させていただきます。3ページを御覧ください。

厚生労働大臣告示の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針で、この基本指針に即して、原則3か年の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとなっております。

現在、令和6年4月から令和9年3月までを計画期間とする第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画に係る基本指針の改正案が示されておりますので、主な変更点などについて説明させていただきます。

まず、障害者総合支援法の改正ですが、「(1) 障害者等の地域生活の支援体制の充実」の2点目では、「地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする」こととなりました。

次に、「(2) 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」の1点目では、「就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」を創設する」こととなりました。

次に、「(3) 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」の2点目では、市町村長の同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望の下、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設することとなりました。

次に、4ページに移っていただきまして、「(6) その他」、こちらの1点目では、「市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設」することとなりました。

以上が、障害者総合支援法等の主な改正点です。

次に、3「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の主な項目でございます。

5ページの「⑥地域における相談支援体制の充実強化」では、「協議会の活性化に向けた成果目標の新設」、「⑦障害者等に対する虐待の防止」では、「精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設」、「⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組」では、「社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設」、「⑩障害福祉人材の確保・定着」においては、「ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設」、「⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進」においては、「障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設」などが基本指針、見直しのうちの主な追加事項となっております。

7ページ。「(2)基本指針(案)で示された基本的理念について」は、指針の改正による変更点について御説明させていただきます。

表の3「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」では、「地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。」と変更されました。

次に、(3)成果目標に関する事項での変更点を御説明させていただきます。

9ページを御覧ください。こちらの3「地域生活支援の充実」では、新たに強度行動障害を有する者への支援体制の充実として、令和8年度末までに「強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること」を基本とするという目標が設定されました。

4の「福祉施設から一般就労への移行等」では、新たに「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上」とするという目標が設定されました。

6の「相談支援体制の充実・強化等」については、新たに「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保するという目標が設定されました。

主な変更点といたしましては、以上となります。

○飯村委員長

多岐にわたる国あるいは県の方の関連の計画の変更点などを御説明いただきましたので、皆様からまた御質問等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎2 議題（3）第6次障害者プラン、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定について

③基本理念（案）

○飯村委員長

資料4の方で、事務局から説明をお願いします。

○事務局・伊藤課長補佐

資料4、「第6次朝霞市障害者プランの基本理念（案）」を御覧ください。

障害者プランの基本理念について、第1次から現行の第5次までの基本理念を記載しています。

参考といたしまして、内閣府が策定しました「第5次障害者基本計画」や、埼玉県が策定しました「第6期埼玉県障害者支援計画」の基本理念を付記してございます。

内閣府及び埼玉県に共通しまして、「共生社会の実現」という文言が含まれております。市の現行の第5次の基本理念におきましても、「共に生きる社会の実現」という表現で同様の内容を含めております。市といたしましては、「共生社会の実現」は重要な観点であると考えておりまして、現在の第5次の理念を引き続き第6次の障害者プランの理念としたいという事務局の案でございます。

今回は、案の提示のみと考えてございます。もし、この基本理念の提示につきまして、委員の皆様から御意見がございましたら、申し訳ございませんが、2週間後、6月16日金曜日までに事務局宛てに御意見を頂ければ、検討していきたいと考えております。

○飯村委員長

期日を設けまして、委員の方々から後ほど御意見を頂戴するということが可能となっておりますが、現段階で、是非皆様から御意見、あるいは御質問いただけたらと思います。

○近岡委員

今回、第6次朝霞市障害者プランの基本理念がアフターコロナに、全体の理念がマッチングしているのか、こういう評価を事務局の方でされたのかどうか。

また、今後どういう過程を経て理念というものが決まるのか。

○飯村委員長

理念ということを皆様と共に作り上げていく、こういう合意のプロセスのことについての御意見も含まれていたかなというふうに思いますので、大きく2点ですね。

○事務局・伊藤課長補佐

2点ということで、1点目のアフターコロナという観点は、必要な観点だと思います。ただ、今現行の第5次の理念につきましても、「地域で共に生きる社会の実現」というのは、事務局としましても重要な観点であることには変わらないと考えております。今後、委員の皆様から、こういったキーワードを入れた方がいいのではないかというような、御意見を頂きながら、皆様と検討してい

きたいと考えております。

2点目のこういった合意形成で基本理念を検討していくのかにつきましては、皆様から頂いたご意見を基に、理念案の選択肢を委員の皆様にご提示させていただき、次回の会議までに理念案に対するご意見を伺うことも含めて考えております。

○飯村委員長

今後2回目に向けて、その合間にも委員の皆様からいろいろ意見を頂戴して、合意を得ていく方向に向けていくと。こういう話かなというふうに思いますが、近岡委員よろしいですか。

○近岡委員

計画の内容が詰まっていく段階で、そして集まっている皆さんの気持ちが一つになって大きな理念の形になったということがあれば、この会議での理想型の一つかなというふうに思います。

○飯村委員長

国とか県の動向もありますけれど、一番大事なのは、やはり朝霞で暮らしている皆様の声ということになると思うので、ここは、朝霞市らしさというものを皆さんと一緒に作り上げていかれると、理念というのも実態に合ったものということになるかと思しますので、是非、皆様からも御意見を事務局の方にお寄せいただけたらと思います。

○住田委員

資料4の「基本理念（案）」のところで、「第5次（現行）」のところが、私の記憶が確かであれば、障害児福祉計画が入ったというところで、「子どもから」というのを言葉であえて入れたというような記憶があるのですが、参考になっているところが、障害者の計画ところとかを抜粋していただいているのですが、障害児に対してどのようなものがうたわれているのかというようなものを、ちょっと参考にできたらなと思います

○事務局・伊藤課長補佐

参考としました第6期の「埼玉県障害者支援計画」につきましても、障害児の施策も含めた包括するような計画となっております、障害児に限定することなく障害者と児を含めた基本理念となっております。今後、他計画等において障害児に関する理念があるかどうか確認したいと考えております。

○住田委員

ちょっとハウリングしていて、よく聴こえなかったんですけども。委員長の方からまとめていただけますか。

○飯村委員長

もともと障害児の問題が児童福祉法関連のところにあったという法制度の問題もあって、障害を

持たれているお子さんの問題を包括した形での障害者支援計画と理解をされていたというようなことだったかと思います。子供の問題について特化したものが、広域レベルであれば、それを含めて考えていくという御回答だったと思いますので、その辺りも含めて今後の議論のところで御意見を是非、頂けたらというふうに思います。

◎2 議題（4）障害者自立支援協議会について

○飯村委員長

「障害者自立支援協議会について」、こちらの方も事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局・佐甲主幹兼課長補佐

資料5をご用意いただけますでしょうか。障害者自立支援協議会と障害者プラン推進委員会は、両輪で進めるべきものと考えていますので、最初に左側だけ見ていただければと思います。

障害者自立支援協議会の方では、「課題ごとの地域の中核的なメンバーが集まり、議論を深め、施策提案等をめざす」というのが、専門部会のところに吹き出しがあるかと思いますが、課題ごとに考えていこうというのを今やっているところになります。

専門部会は、現在四つの部会が立ち上がっておりまして、「権利擁護部会」「地域生活支援拠点部会」「こども部会」「精神包括ケア部会」の四つになります。こういった専門部会から上がってきたものを本会議で共有をするというような位置付け、流れになっています。

昨年度の障害者自立支援協議会の実施状況と、今年度の計画をそれぞれの部会のごとに御説明していきます。右側の表の上から行きますので、御確認いただければと思います。

まず、「権利擁護部会」ですけれども、昨年度は1回開催をいたしました。

この部会で、委員の方からも御意見をいろいろ頂いているのですが、扱う内容に個人情報が含まれるものが結構多くありますので、現在、会議を非公開という形で実施をしております。

ただ、会議の在り方としてやはり公開をするべきではないかとか、あと、個別の事例発表が多くなっていますので、そういった個別の事例発表のみでなく、今後、解決を後押しするための協議まで行っていったらいいなというふうに御意見が出ていますので、今年度の計画についても、この部会の在り方ということも含めて考えていこうと考えています。今年度については、秋口11月に1回開催予定をしています。

次に、「地域生活支援拠点部会」については、昨年度は2回実施をいたしました。

その中で、地域生活を支えるための仕組みが必要だということで、令和4年4月1日に、朝霞市として「地域生活支援拠点等事業」を開始いたしました。この事業に手を挙げていただける事業所、いわゆる登録事業所を増やしていくというのが課題なことと、それから、手を挙げていただい

た登録事業所の実施内容についての評価もしていくというのが今後の課題になってきています。あと、相談支援の充実評価、相談支援体制の評価ですね、そういったものがいろいろな場面で求められています。地域の皆さん、それから私たちも感じていることですが、現在朝霞市には、基幹相談支援センターがないということがあって、やはり脆弱的なところがありますので、そういった体制強化をどうやっていったらいいかというのを、今、関係者の皆様と議論を進めているところです。

あと、地域生活支援拠点部会の中で出てきた声として、地域の皆さんと横のつながりがほしいという意見がありまして、実は昨日ですが、障害福祉関係者の皆さんと「みんなで考える交流会」というものを企画しました。障害福祉の事業所のほかに、例えば相談支援事業所も当然ありますし、実際に通所している事業所の職員もいれば、あと病院の職員、それからドクターもいらっしゃる、51人と盛況な交流会になったのですが、そういった地域の方たちがつながり合うような場の提供や、最初に近岡委員からも地域の活性化みたいな話もあったかと思いますが、そういったものの、まずきっかけ作りになったのかなというふうに思っています。今後も市が主催で何でもやるということではなくて、地域の皆様とともに作り上げていくための知恵を出し合いながら、考えていきたいなというふうに考えています。

それから、3点目の「こども部会」につきましては、昨年度2回実施をいたしました。

この部会については、「医療的ケア児部会」ということで最初立ち上げましたが、障害児に係る課題がたくさんありますので、昨年度から名前を変更し、内容についても少し、医療的ケア児以外のものの障害児支援も含めて検討できるような形に少し変えたというところがあります。

ただ、障害児支援に関連する母体といいますか、数が多くなってきくと、医療的ケア児の支援が薄れてしまうということも、やはりあってはいけないことなので、医療的ケア児の支援についても当然継続して考えていくこととして、例えば、昨年であれば日常生活用具に、災害時に使える発電機とかポータブル電源を追加したり、そういったものも、現場の地域の皆様からニーズとして浮き上がってきたものを、市として作り上げたということになります。そういった形でいろいろな方のお声を聴きながら、市としてできる体制整備を今後も続けていきたいと思っています。

障害児支援の課題の中でほかの部会でも出たのが、軽度発達障害児への対応について、地域の方々の理解という意味での啓発活動が必要ではないかという声が上がっていますので、今年度について、そういった啓発活動を何かしら企画していくというのを今現在考えているところになります。

最後になります「精神包括ケア部会」については、令和4年度に新規で立ち上げた部会になります。ここの部会については、従来から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」をなささいというのが、国でも言われている、計画でも言われているところをようやく部会として昨年

度実現したものになります。

昨年度については、立ち上げて当初の部会になりますので、まず、現状を皆さんと共有し、今後については、市として目指す将来ビジョンをどうやって設定をしていくか、それと委員の中から出た意見としては、精神障害者の範囲がとても広いという声も上がってきているんですね。例えば、子供のひきこもりもあったり、それから高次脳機能障害の方の支援もあったり、結構幅広くなりますので、そういったものも絞ってやっていくのがいいのかどうしようかと、各委員の方から意見が出ていますので、まずは、市としての現状把握をした上で課題を上から絞っていく、そんな時期なのかなというふうに考えています。

○飯村委員長

障害の問題は、今改めて申し上げるまでもなく大変幅が広く、そして制度そのものは、かなり細分化されてしまっておりますので、多々議論はあるのですが、精緻な御説明を頂いて、専門部会のところを含めた自立支援協議会全体像を皆様に御理解いただけたかなというふうに思います。

委員の皆様から、御質問や確認事項、何かございますでしょうか。

○近岡委員

今の現状というのが一つあって、もう一つは、問題点とか御意見というのがあって、最後にこれからの展開というようなお話があったと思いますが、総括してですね、これは順調に進んでいらっしゃるのかどうか、その辺を教えていただければと思います。

○事務局・佐甲主幹兼課長補佐

順調に進んでいるかというお尋ねに関しては、どう評価をするかということだと思いますが、課題がすごくたくさんあるというのを事務局として実感しているところで、全部を課題解決に向かって自信を持ってということまでは言えませんが、今、浮き彫りになった、地域の皆様から出てきた意見の一つ一つを解決に向かう道筋を作っている最中というふうに解釈していただけたらいいのかなと考えています。先ほど申し上げたように、その中の一つとして、昨日実施した交流会がとても私たちとしては盛況だったと考えています。そういったふうに解決に結び付く、私たちも市が全部を丸抱えでやるわけではないので、地域の方たちとどういうふうにつないでいくのかということと、声をどう吸い上げていって実現に向かうかというところだと思いますので、道、ゴールの100%がどこまでか分からないのですが、順調に行けると自信を持って言えるように、向かって進んでいます。

○矢澤委員

市民委員は、障害者プラン推進委員会の方に朝霞市は居るのですが、ほかの市では自立支援協議会の方に居る市もあるのですが、その辺はどのように朝霞市は決まったのか。

○事務局・佐甲主幹兼課長補佐

自立支援協議会については、どういう目的で中身がどうというのは、条例で決めているものなんですね。その中で、どういう方が委員になりますというのが入っているのですが、その部分には、市民委員が今現在入っておりません。この条例を作ったのが平成25年で、その当時の検討内容の中に、市民委員を入れた方がいいのかという意見が出たのかどうかというは、申し訳ありませんが、私も分からないのですが、もしこういった協議会の中に市民委員を入れてはどうかという御意見を頂戴して、例えば所掌事務、委員構成などを検討するときに御参考にとというのはできるのかなと思っています。

あとはもう一点、今現在、委員としての委嘱はできませんが、協議会は公開していますので傍聴していただくことはもちろん可能です。そういったものを矢澤委員の中でためていただき、障害者プランの委員会の中で発言をいただくというのもできるのかなとは思っています。

○飯村委員長

いずれにしても、障害者プランの推進委員会は、こういった自立支援協議会とこの図にもありますように、双方向の矢印で結ばれていますから、お互いにいろいろな意見交換もしながら、多くの市民の方たちの御意見を盛り込めるプランであり、自立支援協議会の内容でありという形でしていくということにはぶれはないかなと思います。

◎2 議題（5）その他

○飯村委員長

その他、何かございますでしょうか。

○近岡委員

今回、第6次の障害者プラン、障害者福祉計画、障害児福祉計画の基本理念について、この全体の中の一つの基本理念というふうに捉えてよろしいのか、それぞれに理念を作るのか。

○事務局・伊藤課長補佐

今回皆様から御意見をいただくものは、障害者プランの方の基本理念ということで、全体の基本理念ということで事務局としては考えてございます。

○飯村委員長

皆様、本日は様々な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

これもちまして、本日の第1回障害者プラン推進委員会の方は終了とさせていただきます。